

仕様書

1. 委託事業名

九州版ゴールデンルートを軸にした販売促進事業

2. 事業目的

観光庁が2019年度に実施した訪日外国人消費動向調査によると、訪日外国人旅行消費額は4兆8,135億円、1人当たり旅行支出は15.9万円、平均泊数は8.8泊であるのに対し、九州運輸局が上記調査を活用した九州における訪日外国人の消費動向によると、九州訪問者の旅行消費額は4,126億円、1人当たり旅行支出は13.6万円、平均泊数は5.9泊であった。このことから、九州は日本全体の中で、消費及び宿泊がまだまだ低いことがわかる。この要因の一つに、九州には海外富裕層が満足できる「ラグジュアリーホテル」が少なく、他地域と比べ、消費額及び滞在日数が低く短い東アジアからの観光客が多く、消費額及び滞在日数が高く長い欧米豪からの観光客が少ない傾向にあるためと言える。

そのような中、2023年に福岡で「ザ・リッツ・カールトン」が開業したことや、コロナ禍の間に九州各地で「ラグジュアリーホテル」が増えてきたことから、東京、大阪を中心に国内周遊をしていた海外富裕層を福岡に取り込み、福岡を起点に九州各地へのショートトリップや広域周遊を増やしていく必要がある。

上記の課題を解決するため、九州ならではの価値や強み、観光資源を精査し、ストーリー性や付加価値の高いコンテンツ、旅行商品を造成するなどし、2023年に行われたATWSやツール・ド・九州、2025年に行われる大阪万博など、これまで以上に日本に目が向く国際イベントが続いていることから、その視線が更に九州に向くよう旅行会社等への積極的なアプローチや販路拡大の取り組みを実施していく。

3. 業務実施期間

契約締結日から2025年2月28日まで

4. 業務内容

(1) 旅行会社商品造成担当者およびホテルコンシェルジュのFAM実施(招請)

①招請対象：・訪日旅行の取り扱いのある現地旅行会社、合計3社3名。

・在阪在京のホテルコンシェルジュ2名。

招請候補者の選定理由を明示すること。

②招請箇所：宮崎、鹿児島は必須。

③紹介素材：九州ならではのテーマ性をもたせた素材にすること。

④招請日程：旅行会社4泊6日程度、コンシェルジュ2泊3日から3泊4日程度

⑤招請時期：2024年7月から11月の間

⑥商談会：当該招請期間中に、地元観光施設及びランドオペレーターの参加する商談会を開催する。

(2) 現地側・日本側関係者との連絡・調整及び各種手配

(3) 的確かつ円滑な運営に関する企画立案（シナリオ作成含む）

(4) 日本側、現地側参加者の選定及び集客

(5) 参加者配布用インバウンド利用可能な九州の観光・宿泊関連施設の資料作成

(6) 現地旅行会社招請についてはアテンド通訳の手配

(7) 国内ホテルコンシェルジュ招請についてはガイドの手配

(8) FAM参加者に対するアンケートの実施（企画、配布、回収、翻訳、集計）および実施後の報告

(9) 本事業実施後における効果測定（ツアー造成・販売状況等のフォローアップ）

(10) 事業実施報告書の作成（速報版や進捗状況等の報告も含む）

5. 実施上の条件

- ・日本及び現地関係者等との連絡・調整を確実に行うこと。
- ・アンケートは、今後の旅行商品造成、誘客促進、認知度向上に繋がるよう、参加者の特性に即した内容とする。
- ・上記に明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては、本業務に含まれるものとする。

6. 事業の成果把握

発注者が設定する成果指標（KPI）に対する成果把握を行うこと。なお、成果指標については、以下のとおりとする。

・アウトプット成果指標：「招請者数」

訪日旅行の取り扱いのある現地旅行会社、合計3社3名。

在阪在京のホテルコンシェルジュ2名。

・アウトカム成果指標：「造成ツアー本数」3商品、「造成旅行商品売上額」65,000,000円、
「提言書・報告書」

7. 事業実施報告書の提出

(1) 事業実施報告書

事業終了後、履行期限までに、事業実施報告書を提出すること。

① 仕様

紙媒体：A4 縦、横書き、左綴じ(グリーン購入法に適合したもの)

電子媒体：CD 又は DVD とし、Microsoft Word、Microsoft Excel、PowerPoint において編集可能ないずれかのファイル形式及び PDF 形式の両方で保存したもの。

② 提出部数

紙媒体：1部

電子媒体：1個

※なお、事業実施後、速やかに事業実施報告書（速報版）を提出し、発注者の確認を受けること。

(2) 成果物

事業実施報告書提出時に下記成果物についても併せて提出すること。

- ・事業実施報告書本編の他、事業の概要をA4判カラー1枚に纏めた電子データ
- ・回収された提言書・報告書全て
- ・当該事業実施により造成された商品につき、その内容が確認できる資料（旅行商品が掲載されたHPのスクリーンショット等）

8. 履行期限

2025年2月28日（金）

9. その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項及び事業実施に当たって疑義の生じた場合は、発注者の指示に従うこと。
- (2) 事業実施報告書の提出前であっても、発注者の求めがあった場合には、事業の進捗状況や成果等について、報告（進捗状況及び成果によってはメールによる報告でも可）すること。なお、報告内容によっては、別途詳細な報告を求める場合がある。
- (3) 本事業で得られたデータ等については、発注者の許可なくして使用・流用してはならない。
- (4) 事業内容の詳細については、企画競争により請負業者が決定した後、実施主体との協議により変更することがある。
- (5) 本事業にかかる関係法令に抵触しないよう事業を実施すること。

10. 支払条件及び予算額

- (1) 支払条件 適法な支払請求書を受理した日から 30 日以内に支払うものとする。
- (2) 予算額 8,400,442 円以内（消費税、地方消費税を含む）